

全国知事会 地方の社会資本整備PT提言 [要約版]

第一部 地域主権の実現に向けた社会資本整備の必要性

「地域主権」実現に向け、各地域が「強み」を活かした成長戦略を描くためには、前提となる社会資本が必要(国全体の公平性の観点から地域ごとに一定水準を確保)
重要な社会資本整備の方針を「新成長戦略」に位置づけ、国として責任をもって取り組むべき

- ・社会資本は教育・医療と同様、「地域主権」の実現に向けた基礎的条件のひとつと認識
- ・将来の展望が見えない中での一律・一方的な公共事業予算の削減に対し、地域主権実現へのマイナスの影響を危惧

1. 安全と安心が確保された生活環境の整備 (「定住自立圏構想」関連)

地域の暮らしを支える生活道路等の整備

- ・交通手段を自動車に依存する地方にとって、生活道路を含む道路網は「命の道」
- ・国管理の幹線から地方管理の生活道路まで、ネットワークとして協調した整備が必要

総合的な治水・治水対策の実施

- ・今後の検証の結果としての「ダム建設が必要」との地域の判断は、国として尊重すべき
- ・既存施設の有効活用やハード・ソフトのベストミックスによる流域治水対策など、地域の実情にあった施策も併せて推進

生活環境の改善

- ・地域の定住促進に向け、污水处理施設等の生活環境整備が必要

2. 地域の競争条件を整える広域的な交通網の確保

ミッシング・リンクの早期解消

- ・地方における幹線交通網のミッシング・リンクは産業振興上の大きなハンディキャップ
- ・特に高速道路や新幹線については、国が責任をもって計画的・集中的に整備を進め、早期に「空白地域」を解消し、地域の競争条件を整えることが重要

総合的な交通体系の整備

- ・国土全体の効率性・公平性の観点から、道路、空港、港湾、新幹線等の総合的・体系的な広域交通網整備が進められるべき
- ・航空路線の撤退をはじめ、高速道路の新たな料金体系導入等による競合公共交通機関への影響等に対し、速やかに対策を講じるべき

3. 国際競争力の向上に必要な社会資本整備 (「アジアとの交流拡大」、「観光立国の推進」関連)

- ・大都市圏のみが牽引する成長戦略ではなく、地域単位の分権的な経済発展に向け、大規模な空港・港湾だけでなく、地域とアジアとの直接交流を促進する地方の拠点施設等の整備が必要
- ・「観光立国」に向け、地域の観光資源を最大限活用するための環境整備(広域交通網、電柱類地中化等)を促進

第二部 効率的・効果的な社会資本整備のための仕組み

必要な社会資本整備を無駄なく着実に進めるには、地域が自ら必要な社会資本を選択できるような「事業評価制度」の構築や、地域の創意工夫を最大限活用できる新たな「コスト縮減」のしくみが必要

1. 事業評価の仕組み

事業評価への地方意見の反映

- ・直轄事業についても、全国一律の視点や基準による評価のみならず、実施する地域の実情等に即した評価が必要
- ・地方からの実効的な意見聴取手続き、社会資本整備審議会等への地方代表の参画、評価実施に携わる委員による現地視察等が必要
- ・補助事業については、地方における事業評価結果を、国は最大限尊重すべき

道路事業の評価手法の改善

- ・3 便益（走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少）以外にも地方が道路整備に期待する効果（災害対策、観光客増加 等）を積極的に評価対象とし、総合的に評価できる仕組みへと見直すべき
- ・道路整備による二次的な誘発交通量を評価に反映（実績等による便益の補正）
- ・幹線道路のネットワーク効果を確実に発揮するため、事業採択単位の細切れの評価ではなく、本来の効果を発揮する一連の区間を一括して評価単位とすべき

2. 社会資本整備のコスト構造改善

規制緩和

- ・補助事業で取得した事業用地や建設機械等の有効活用（適化法の弾力的運用）
- ・ローカルルール（1.5 車線整備等）による効率的な社会資本整備のさらなる促進

戦略的予防への転換

- ・災害対策における流域治水やソフト施策の活用、維持修繕事業における予防保全型管理の促進（ライフサイクルコストの削減）など、政策の転換に向け、一括交付金の制度設計をはじめとした新たな事業の枠組みが必要

省庁を横断する公共事業の制度改革

- ・所管省庁の異なる同種の公共施設（污水处理施設、海岸等）の効果・効率的な整備・管理に向けた省庁横断の事業の枠組み（一括交付金）や管理の一元化
- ・省庁ごとに異なる積算基準の統一・簡素化

民間を活用した公共事業

- ・P F I、P P P の活用に向け、道路整備等への制度研究や先行導入を国として推進
- ・N P O、企業等による維持管理を可能とするための新たな事業の枠組み

国と地方との連携

- ・行政手続き（保安林の指定解除手続き等）の簡素化等による、事業のスピードアップ

社会コストの低減

- ・社会的コストの低減を図る地方の取組（環境負荷の抑制等）を支援すべき

第三部 重要な事業の早期供用に向けた取り組み

重要な直轄事業に関して「中期的見通し」の明確化

国・地方を合わせ、社会資本を計画的に整備するための必要な予算総額の確保

社会資本整備の予算配分に関しては、整備が遅れた地域に配慮する仕組みが必要

1. 直轄事業に関する「中期的見通し」

- ・直轄事業に関しては直轄事業負担金の廃止や道路・河川の管理権限の地方移管など、抜本的な改革に向けた議論が進められているが、このような制度改革の過渡期にあっても、直轄事業の計画内容や進捗について国と地方が認識を共有し、明確な見通しの下で直轄事業と地方(単独)事業を協調的に進めることが必要
- ・大型事業の中止の際は、地方に及ぼす悪影響を軽減する対策等を検討・実施

2. 社会資本整備予算の確保

中期的な予算の総額確保

- ・社会資本の中長期的な目標を設定し、計画的な整備に必要な財源を安定的に確保することが投資効果の拡大につながる
- ・平成23年度以降の社会資本整備を計画的に進められるよう、予算総額を確保
一括交付金化への対応
- ・用途の自由度、交付手続きの簡素化等、制度の創設趣旨を実現できる仕組みとすること
- ・必要とする社会資本整備を計画的に実施できる予算総額の確保
- ・予算配分において、社会資本整備の遅れた地域への配慮(客観的指標の活用)
- ・短期的な集中投資が必要な場合にも柔軟に対応できる予算配分のしくみ
- ・財政力の弱い自治体への交付率かさ上げ措置等

第四部 社会資本整備に関する国と地方の協議

今後の社会資本整備の検討や重要な制度・方針の変更の際には、「国と地方の協議の場」の活用など、地方の意見を幅広く聴取し、その意見を尊重すること

1. 国と地方の協議の活用

- ・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」や「社会資本整備審議会」等における地方の意見聴取
- ・法律に基づく「国と地方の協議の場」等における十分な協議

2. 国と地方の役割分担

- ・直轄事業の見直しにあたっては、地方へ権限と財源を一体的に移譲
- ・直轄負担金制度の廃止は、社会資本整備が遅れた地域に影響が生じないように配慮